

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年2月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新池中池地区	高松市産業経済部土地改良課
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一小路末角地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東高須地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 立満北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 末角地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 並松地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 来善地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 春日川線亀尻地区	〃